

平成31年10月施行予定児童教育・保育無償化について

機対応すべき内容とスケジュール(想定)

# 子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付(第8条)

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所 小規模  
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化及び改修を実現

幼稚園型 保育所型

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、見送り制度第2条により市町村が保育の実効性確保を担ううじに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 認定こども園(第7条第1項第1号)も対象(第7条第1号)

市町村主体

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者  
に必要な支援

仕事と子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

企業主導型保育

→事業所内保育を中心とした企業主導形態の多様な就労形態に対応した保育支援(整備費、運営支援の助成)

企業主導型ベビーシッタリ利用者支援事業

→繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をした方が低廉な価格派

セーション者がベビーシッタリ利用できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業(第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

利用者支援拠点事業

一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等、養育支援短期支援事業、援助活動支援事業

地域病児保育事業クラブ放課後児童クラブ

妊娠健診実費負担事業、幼稚園未登園未移行ににおける補足給付、認可児童世帯等の子どもへの食料費(第69条第3号)

多様な事業者の参入促進、能力活用事業

国全体

## 無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

### 総論 概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。  
  

- ① (1) 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用  
(2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を利用することが可能である。

## 無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

### 対象施設等における基準について 徒記

- ② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準
- ※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。
- 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しております、市町村は確認の際に、これら的内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。  
※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。
  - 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現行の子どもたちのための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
    - ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
    - ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)
  - こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どもたちのための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
    - ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校等については、子ども・保育で支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
    - ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
    - ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

## 無償化の実施に關係する対象者の「認定」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象者の「認定」に関する事務は以下のとおり。

### 支給認定証を交付する認定の違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもにもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもにもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども※、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。※施設等利用給付認定の新3号認定には、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもでもあることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職種変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 無償化の実施後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き、簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

## 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

### ○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けすることが困難であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等
<b>保育必要量の認定が不要</b>		
認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業	
満3歳以上の小学校就学前子ども・新3号認定子ども以外のもの（新1号認定子ども） （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等	
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けたことが困難であるもの（新2号認定子ども） （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、アミリー・サポート・セントラ一事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり小学校就学前により家庭において必要な保育を受けたことが困難であるものうち、保護者及び同一世帯が市町村民税世帯課税者であるもの（新3号認定子ども） （第30条の4第3号）		

## 無償化の実施に関する対象者の「認定」について②

### 施設等利用料金の支給を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用する場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。

※施設型給付費等の支給を受けている子どもたち、特別利用教育を受けている子どもたちは除く。

### 施設等の運営による保育給付認定と施設等の運営による教育・保育給付認定の関係

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用していている場合、当該子どもに關しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を受けることは不要（第30条の5第7項）。（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）
- 共働き等家庭の利用施設等の組合せによつては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。  
具体的には、新制度幼稚園等（認定子どもも園の1号認定子どもを含む。）と当該幼稚園等における預かり保育を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。